

山口労基 0416 第 1 号
令和 2 年 4 月 16 日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局長



事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、事業場における労働者の健康の保持増進については、昭和 63 年に、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業場における労働者の健康保持増進措置を推進するため、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年健康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）を策定し、これに沿った取組を普及してきたところです。

一方で、指針策定から 30 年以上が経過し、産業構造の変化や高齢化の一層の進展、働き方の変化等、日本の社会経済情勢が大きく変化していく中で、事業場における健康保持増進対策についても見直しを図るため、昨年度、検討を行いました。

その結果、事業場における健康保持増進措置をより推進する観点から、今般、別紙 1 の新旧対照表のとおり改正を行った指針が、令和 2 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

改正後の指針（全文）は別紙 2 のとおりですので、改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方、御協力をお願いいたします。

なお、別添のとおり、令和 2 年 3 月 31 日付けで、厚生労働省から各関係団体に対して周知依頼を行っていること申し添えます。